

「相続・贈与税顧問」平成23年改正対応版 概要 (Ver.H23.1)

「相続・贈与税顧問 Ver.H23.1」での対応内容をご案内します。

平成23年11月1日公開の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する特定土地等及び特定株式等の評価について」により、特定土地等及び特定株式等の評価についての取り扱いが定められました。それをうけましての対応及び平成23年度改正により下記の対応をさせていただきます。

概要のバージョンの表記について

「Ver.H22.1」のように小数点以下2桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ] - [バージョン情報] で確認できます。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H22.1以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。Ver.H22.1またはVer.H22.2のデータは、「旧バージョンデータ読込」で移行します。

2. 震災特例法を適用する特定土地等・特定株式等の評価を行う場合の注意

震災特例法を適用する特定土地・特定株式の評価を行って相続税又は贈与税の申告をする場合は、相続・贈与税顧問は次のバージョンをお使いください。

●相続税申告の場合

平成22年5月11日以後に相続等により取得した、震災特例法を適用する特定土地等、特定株式等の評価を行う相続税申告書を作成する場合は、平成22年分の申告であっても「相続・贈与税顧問 Ver.H23.1」をお使いください。

●贈与税申告の場合

平成22年1月1日～平成22年12月31日の間に贈与により取得した、震災特例法を適用する特定土地、特定株式の評価を行う贈与税申告書を作成する場合は、「相続・贈与税顧問 Ver.H23.1」と同時に提供される「相続・贈与税顧問 平成22年版 (Ver.H22.22)」をお使いください。

3. 平成22年版での先行入力について

「相続・贈与税顧問」Ver.H23.1 リリース前に、平成23年の相続案件が発生した場合は、平成22年版にてデータを先行入力することができます。

平成22年版にて入力したデータは、平成23年版の「旧バージョンデータ読込」で取り込めるから、入力データの見直しを行ってください。贈与税申告書につきましては2012年1月末リリース予定のプログラムをお使いください。

4. 税制改正の概要

システムに關係する相続税關係の改正は、次のとおりです。

●第8の2表の付表1、付表2、付表3（平成23年6月30日相続開始以降用）の追加

平成23年6月30日相続開始以降用の「非上場株式等についての納税猶予の特例の明細書」
「第8の2表の付表1」「第8の2表の付表2」「第8の2表の付表3」が追加されました。

●第6表未成年者控除額・障害者控除額の計算書の変更

第6表「未成年者控除額・障害者控除額の計算書」が変更されました。計算や様式は、平成22年以降用（平成22年4月1日相続開始以降）と同じです。

●東日本大震災に伴う特例等の措置

(1) 特定土地等又は特定株式等を取得した場合の期限延長

特定土地等又は特定株式等を取得した場合の課税価格の特例を受けることができる場合は、平成24年1月11日（水）まで提出期限が延長されます。

- (2) 特定土地等・特定株式等の課税価格の計算の特例
平成 22 年 5 月 11 日から平成 23 年 3 月 10 日の間に相続等により取得した(贈与の場合は、平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日の間に取得した) 特定土地等または特定株式等の価額は、震災後を基準とした価額によることができます。また、この「震災後を基準とした価額の計算」において、震災による地価下落を反映させた「調整率」が定められ、平成 23 年分の路線価及び評価倍率に乗じて計算することとされました。(平成 23 年 3 月 11 日において所有したものに限ります。)
- (3) 災害減免法による建物・家庭用財産・自動車等の課税価格の計算の特例 (Ver.H22.21 で対応)
・災害減免法第 4 条 (申告期限後に被害を受けた場合) により、相続税等の申告期限後に被害を受けた場合は、被害にあった日以後に納付すべき相続税等 (未納付分) のうち被害を受けた部分の価額に対応する部分の税額が免除されます。(未納付分の一部免除)
・災害減免法第 6 条 (申告期限前に被害を受けた場合) により、相続税等の申告期限前に被害を受けた場合は、被害を受けた財産の価額から被害を受けた部分の価額を控除して、相続税等の計算をすることができます。(課税財産価額の減額)
- (4) 「住宅取得資金の贈与税の特例」に係る入居要件等の特例 (贈与税)
震災により、住宅取得資金の贈与の特例を受ける予定だった住宅が被災して入居できなくなった場合、入居要件が免除されます。

《参考》国税庁のホームページ

相続税の申告書等の様式一覧 (平成 23 年分用)

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h23.htm>

相続税の申告のしかた (平成 23 年分用)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/shikata-sozoku2011/index.htm>

東日本大震災により被害を受けられた方へ (相続・贈与税関係)

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/sozou/index.htm>

5. システムの対応内容

Ver.H23.1での対応内容は、次のとおりです。

● 様式変更への対応

(1) 第 8 の 2 表の付表対応

第 8 の 2 表の入力画面を帳票に合わせて項目名等を変更します。また、印刷フォームを新しい様式に変更します。

(2) 第 6 表未成年者控除額・障害者控除額の計算書の対応

新しい様式に対応します。相続開始日に合わせて 22 年用 (平成 22 年 4 月 1 日相続開始以降) と 23 年用を切り替えて出力します。

● 延納申請書の上書き対応

延納申請書 (3) (17) (19) (21) を上書き項目に変更します。

● 修正前情報保存時の確認メッセージ追加

修正前情報保存の<保存>ボタンをクリックしたときに、すぐに保存せずに、一旦確認メッセージを表示します。

● 修正申告書第 15 表相続財産のない相続人の印刷有無指定

印刷情報登録で設定した「第 15 表 相続財産のない相続人」印刷する/印刷しないの選択に合わせて修正申告書第 15 表を印刷します。

●財産評価顧問 Ver.23.10 との連動に対応

財産評価顧問 平成 23 年版からの財産データの連動に対応します。

●震災特例措置への対応

- (1)相続・贈与税顧問で「災害減免法用ファイル出力」機能追加（Ver.H22.21 と同様）
「管理帳票」メニューに「災害減免法用ファイル出力」処理を追加します。取得者別に未分割分を含むすべての取得財産をファイル出力する機能です。ファイル出力は相続税用のみです。贈与税の財産を出力する機能はありません。
- (2)電子マニュアルメニューから震災減免法帳票作成用 Excel ファイル提供(Ver.H22.21 と同様)
電子マニュアルメニューに<関連帳票>ボタン追加し、インターネットを介して次の災害減免法用の帳票を作成する Excel ファイルを提供します。
- (3)第 11 表相続税がかかる財産の明細書の「調整率」対応（Ver.H23.10 で対応）
第 11 表において、特定土地等の評価額の計算で「調整率 0%」を使用した場合のために「単価」と「倍数」の 0 印字に対応します。
- (4)贈与税の「調整率」対応（Ver.H22.22 で対応）
 - ・特定土地等の評価額の計算で「調整率」を使用できるよう、第 1 表、第 2 表、財産明細入力画面で、「倍数 2」を追加し、「調整率」を設定できるように対応します。
 - ・農地等の贈与税の納税猶予の明細等の入力画面は、倍数の少数桁を 4 桁に変更します。また「単価」と「倍数」の 0 印字に対応します。